

弘前市社会福祉センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、弘前市社会福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康的な生活の確保及び福祉意識の高揚並びに主体的な福祉活動の推進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、センターを次のように設置する。

名称	位置
弘前市社会福祉センター	弘前市大字宮園二丁目8番地1

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会福祉の推進に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(使用の申込み等)

第4条 別表に掲げるセンターの施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長に使用の申込みをし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) センターの秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあること。
- (2) センターの施設、附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失するおそれがあること。
- (3) 専ら営利を目的とする事業のために施設を使用すること。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になること。
- (5) その他センターの管理運営上支障があること。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、有料施設の使用の許可を受けたもの（以下「有料施設使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用許可の目的以外に使用していること。

- (2) 第4条第2項の規定による条件を履行していないこと。
- (3) 前条各号のいずれかに該当していること。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反していること。
- (5) その他センターの管理運営上必要な指示に従わないこと。

2 市長は、前項の規定により、使用許可を取り消され、又は使用を停止された者に対しては、市長が必要と認める期間、有料施設の使用を許可しないことができる。

3 市は、第1項の場合において生じた損害に対して賠償の責めを負わない。

(使用許可事項の変更等)

第7条 有料施設使用者は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用期間の制限)

第8条 有料施設の使用は、同一の有料施設使用者について、引き続き5日を超えることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(特別の設備等)

第9条 有料施設使用者は、有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 センターを使用するもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設、附属設備等を損傷し、若しくは汚損するおそれのある行為をしないこと又はさせないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食、喫煙、若しくは火気の使用をしないこと、又はさせないこと。
- (3) あらかじめ市長の承認を受けたもののほか、センターにおいて物品の販売若しくは募金等の行為をしないこと、又はさせないこと。
- (4) 整理、原状の回復その他センターの使用について職員の指示に従うこと。

(入場者の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒否し、若しくは退場させ、又はこれを有料施設使用者に命じることができる。

- (1) センターの秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者。
- (2) センターの施設、附属設備等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者。

(使用料)

第12条 有料施設使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

3 前2項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用を終わったとき（有料施設使用者にあつては、使用許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がその義務を代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、施設及び附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長がその都度定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するため必要なセンターの使用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第12条関係）

区分	金額			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
大会議室	2,300円	3,900円	6,200円	2,300円
中会議室	1,200円	2,000円	3,200円	1,200円
小会議室	800円	1,400円	2,200円	800円
調理実習室	1,400円	2,400円	3,800円	1,400円
体育館	2,000円	3,000円	5,000円	2,000円

冷暖房を使用する期間の使用料は、当該使用料に当該使用料の3割に相当する額を加算して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。（調理実習室を使用する場合を除く。）